

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月18日
照会部署 南関東ブロック本部相談給付支援部
サービス推進・お客様相談グループ
照会担当者 (一般職) 中津川 高司
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 梶本

(案件)

(受付番号) No. 2010-252	雇用契約の変更に伴う被保険者の資格の取扱い (おおむね4分の3の判断基準)について
------------------------	--

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

適用事業所において使用されている被保険者において、雇用契約の変更に伴い、労働日数のみが変更されたときの被保険者資格の取扱いについてどのようにするのか。

例 一般社員 所定労働時間 8H 所定労働日数 24日

雇用契約変更前

所定労働時間 6H 所定労働日数 18日

雇用契約変更後

所定労働時間 6H 所定労働日数 15日

業務処理マニュアルには「勤務日数および勤務時間が、常勤者のおおむね4分の3を継続的に下回る場合は資格喪失となる。」とあるが上記のような日数のみの雇用契約の変更が行われた場合についても、被保険者資格を喪失させるよう取扱うのか。

また判断基準となる、おおむね4分の3については労働時間、日数を計算するにあたって端数がでた場合についてはおおむねの部分として、被保険者資格を継続させるよう取扱うのか。

(業務処理マニュアル II-2-4 被保険者資格喪失届)

(回答)

短時間就労者にかかる被保険者資格については、昭和55年6月6日付け内かんにより、当該就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるか否かで判断すべきもので、労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して認定することになり、その場合、1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として被保険者として取り扱い、前記以外の者であっても内かんの趣旨に従い、被保険者として取り扱うことが適当な場合もあり、その認定に当たっては就労の形態等個々具体的な事例に即して判断すべきだと取り扱っている。

本事例については、1日の所定労働時間は4分の3以上であるが、雇用契約の変更が行われ、継続的に1月の所定労働日数が4分の3未満であることが明確であるため、被保険者資格は喪失になります。

ただし、労働契約書等で定められている所定労働時間等のみで判断することが適當ではない場合（例えば残業により日によって労働時間が大きく変動する者）もあり、「所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上」による端数の判断も含め、あくまでもそれぞれ個別のケースとして、具体的な事例に則した総合的な判断が必要となります。

（マニュアルⅡ－2－4 被保険者資格喪失届は、追って修正いたします。）

回答日	平成22年10月27日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(一般) 高橋 勝
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----